

2010年4月26日

寝屋川市長 馬場好弘様
寝屋川市教育長 竹若洋三様

寝屋川市の義務教育における医療的ケアを考える会
代表：石橋進一

寝屋川市の義務教育における医療的ケアに関する要望書

日頃より市政において真摯にご尽力されていることに敬意を表します

さて、私たちは、医療的ケアを必要とする、市立小学校児童の保護者が本年4月1日に結成した団体です。目的は、子どもたちが、「個」として尊重され、安心して学校生活を送ることができるよう、諸条件の整備を実現することです。

団体結成のきっかけは、医療的ケアを必要とする児童5人に配置されている看護師の配置日数が週四日となり、今年度、保護者が週一日、学校に張り付いて医療的ケアを行う「協力」をしなければならなくなったことでした。

私達の子どもは、身体の障害があっても、当然ながら、健常である子たちと同様、日々、成長しています。けれど、とりわけ障害のある子の私達保護者は、幼少時の頃から、いずれ親から離れて、ひとりで社会に出て行くことを願いながら、将来の自立のための子育てを心がけてきました。

現在、学校に、保護者がいくことで、子ども自身もとまどい、子どもの自立を促すことを目的としてきた私達保護者もとまどっているのが実情です。

また、私の娘は、先生や友達の手前もあって、親が学校に来ることを子ども心にも不自然に感じているようで、周りの友達との関係にも影響が出ないか、危惧しているところです。

2006年に国連総会で採択された「障害者権利条約」においては、「個人が必要とするものについての合理的配慮が提供されること」とあります。

とりわけ義務教育の場において、子ども達は、平等に大切にされる存在であるということを学べる場であって欲しいと切に望みます。

そこで、下記の項目を要望いたしますので、5月21日までに、誠意をもって回答していただきますようお願い申し上げます。

*****要望項目*****

(1) 医療的ケアを必要とする児童 5 人に係わる看護師の配置日数をただちに従来どおり週 5 日に戻して下さい。

また、大阪府に対して、医療的ケアを必要とする児童の人数分の「市町村医療的ケア体制整備推進事業」の予算要望を行い、寝屋川市は、その 2 分の 1 の予算を必ず計上して下さい。

(2) 現在、寝屋川市が策定中の第 5 次寝屋川市総合計画において、義務教育における医療的ケアの必要な児童へのサポートを明言して下さい。

(3) 教職員および関係者に医療的ケアの研修を行って下さい。

(4) 宿泊行事や校外学習などの学校行事に看護師が付き添えるようにして下さい。

(5) 行政（福祉および教育、人権担当部局）、医療看護関係者（医師、看護師その他）、学校関係者（当該児童の在校する校長、教頭、担任教諭、支援学級教諭、養護教諭、医療的ケアを担当する看護師）、当事者（当該児童本人および保護者）、地域関係者（議会議員も含む）からなる医療的ケアに関する懇談会を定期的で開催し、互いの意志疎通、情報交換をし、課題の解決を図って下さい。

以上